

第1635回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年6月9日
自	13時30分
至	15時10分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

(報告事項)

第12号 令和5年度6月補正予算案の概要について（総務課）

第13号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和5年度実施）の出願状況について（学校企画課）

第14号 令和6年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和5年度実施）について（学校企画課）

_____ 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 令和6年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第15号 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例等について（総務課）

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題
清水(慎)総務課調整監	公開議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
岡田学校企画課長	公開議題
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題
小林教育指導課長	公開議題、議決第4号
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題、議決第4号
徳永保健体育課長	公開議題
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題
新田世界遺産室長	公開議題
池淵古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課課長代理	全議題
佐々木総務課課長補佐(人事法令)	全議題
原田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	朋澤 委員	

— 公 開 —

報告 12 号 令和 5 年度 6 月補正予算案の概要について（総務課）

○今岡総務課長 令和 5 年度 6 月補正予算案の概要について御説明する。

資料については資料の 1 の 1 ページを御覧いただきたい。1 補正予算の概要については、教育委員会合計で補正額 7,800 万円余の増額である。補正前の額 814 億 9,700 万円余から補正後の額 815 億 7,500 万円余となる。

1 の 2 ページから各課別の補正内容説明となる。事業別一覧を御覧いただきたい。内容については大きく 4 つの項目となっている。1 点目は特別支援学校の校舎整備。2 点目は教員の負担軽減及び欠員対策。3 点目は食材価格等の高騰に伴う学校給食等の緊急対策。4 点目については、エネルギー価格・物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費対策である。

1 点目、特別支援学校の校舎整備については教育施設課の欄の 1 特別支援学校校舎等整備事業費である。令和 3 年 9 月に国が示した特別支援学校における設置基準において、県内の特別支援学校でこの設置基準を満たしていない浜田養護学校の校舎整備について、その規模や建設手法等の調査検討を行っていく事業に 2,100 万円の増としている。

2 点目、教員の負担軽減及び欠員対策について、そのうち負担軽減については、学校企画課の 1 地域人材を活用した指導力等向上事業費で、学校における困難事案等への法律相談を行うスクールロイヤー（弁護士）を新たに設置。更に学校現場で学級経営や教科指導等に悩む教員の相談に対応するため、元管理職である相談員を 2 名配置する事業に合わせて 790 万円余の増。また、教育指導課の 1 悩みの相談事業費で、児童生徒や保護者などの悩みや不安などの相談を受けるスクールカウンセラー配置の拡充や学校と福祉などとの連携を図るスクールソーシャルワーカーの活用をさらに進めるため、スーパーバイザーによる市町村教育委員会等への訪問や、意見交換の実施拡充に 1,600 万円余の増。この教員負担軽減事業については、資料 1 の 4 の別紙、教員の負担軽減対策、6 月補正予算関係分のみ事業を計上した資料を掲げている。これは、専門人材を活用するサポート体制の充実、補正額の 1 番下のところであるけれども、合計で 2,400 万円余の増となっている。なお、これは 6 月補正関係の事業ということであり、その他にも負担軽減対策は行っていく。資料 1 の 2 に戻っていただき、もう 1 つは教員の欠員対策として、学校企画課の 2 教職員採用試験事務費である。教員免許保有者、例えば教員採用試験の受験者等に対して、より早いタイミングで島根県の教員として働いていただきたい旨の電話連絡を外部委託する

という事業に約 220 万円余の増額としている。3 点目、食材価格等の高騰に伴う学校給食等の緊急対策については、学校企画課の 3 高等学校修学奨励費及び 1 の 3 の特別支援教育課の 1 学校給食等緊急対策事業費のほうで計上している。松江工業高校定時制や特別支援学校で実施している学校給食等において、栄養バランスや量を保った学校給食等が継続して提供されるよう、物価高騰の影響を踏まえた上で、保護者支援を行っていくものである。松江工業の定時制と特別支援学校分を合わせて、1,000 万円余の増としている。最後に 4 点目、エネルギー価格・物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費対策については、資料 1 の 3 の社会教育課の 1 青少年の家事業費並びに、文化財課 1 から 3 の事業になる。それぞれが所管している指定管理施設であるが、エネルギー価格等の高騰に伴う光熱費が上昇している状況を踏まえて、今年度分の指定管理料の光熱費分の増額を行うものであり、4 施設を合わせて 2,000 万円余の増となっている。

○河上委員 2 点お伺いしたい。1 点目は、今年度は教員が 37 名の不足というデータを前回の会議で情報を得たが、よって教員負担が増えているかと思う。すでに今年度 4 月、5 月と始まっているが、この月の時間外勤務の状況というのはもう出ているか。出ていれば教えていただきたい。また、スクールソーシャルワーカーだが、以前、島根大学の先生から、このスクールソーシャルワーカーの専門的な知識を持った方、人材が県内では不足しているというようにお話を伺ったことがある。このスクールソーシャルワーカーの資格として臨床心理士等の資格が必要であると思うが、そういった専門の資格を持った方が、このスーパーバイザーという特別な専門性のある指導を行えるような人材を務められるということで、きちんとかような資格をお持ちの方の配置ができているのかという状況を教えていただきたい。

○岡田学校企画課長 時間外勤務のことについてお答えする。今年度に入ってからのは取りまとめ中である。特に市町村立学校については学校、市町村、教育事務所を通して県教委に報告されるため、どうしても時間がかかるが、教員不足対策を考える上でも重要なので、しっかりと状況を把握してまいりたい。

○河上委員 また、教えていただきたい。

○高倉子ども安全支援室長 スクールソーシャルワーカー（スーパーバイザー）についてであるが、基本的にスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者の中から選考している。本県にはスーパーバイザーが 2 名いるが、2 名とも社会福祉士の資格を有している者である。

○河上委員 是非、その専門性を生かした人材、しっかり活躍できるような場を、また、学校の方でも、スクールソーシャルワーカーの大切な人材を活用できるきちんとした組織づくりというのも各学校で徹底していただけるように。選任されたからといって活用ができていないのではもったいないので、ぜひ、各学校での認識も深めていただければと思う。

○池田委員 2点お伺いする。まず、特別支援学校、浜田養護学校の生徒の増加と人手不足、校舎の老朽化が県内では1校だけという説明であったが、以前、基準は満たしているのかもしれないが、カーテンで教室を仕切って図書室を教室に利用しているというような状況を、お伺いしたことがあるように思うが、そういう状況は解消されているのかということが1点。もう1点は、教員免許の保有者を対象に電話連絡をする体制を外部委託による整備となっているが、具体的に教えていただいてよろしいか。

○幸村教育施設課長 最初の特別支援学校の施設の関係であるが、今、カーテンで仕切るというような教室があるというお話があったが、学校の実情を、いろいろしっかり聞きながら、昨年度、学校の施設内部の改修等は、ある程度状況に応じてやっている。今後も部屋の使い方の工夫とか、既存施設の改修みたいなことで、しっかり対応していきたいと思っており、お話聞いたことは、しっかりこれまでも検討し、対応してきているので、引き続きやっていきたいと思っている。

○岡田学校企画課長 2点目の外部委託についてご説明する。趣旨としては、教員不足の一大要因である常勤講師の不足への対応である。これまでは、全ての採用試験が終わった後に、学校企画課の職員が、正規採用に至らなかった方々その他教員免許を持っていらっしゃる方に電話連絡をして、常勤講師として働いていただけないか打診していた。ただ、これは12月ということになるので、既に多くの方が他県に取られていたり、他の仕事に決めていたりという状況があった。そういったことに対処して、できるだけ早く、具体的には1次試験、2次試験、それぞれの後に外部委託のコールセンターから、講師登録の依頼をすると。他に取られる前に、島根県で講師として働きませんかということ呼びかけて、なり手を確保する。そういったための経費である。

○池田委員 今年度から取り組んでいるということか。

○岡田学校企画課長 今年度から新たに取り組む。

○池田委員 1点目の特別支援学校の状況であるが、基準を満たしているけれども、やはり環境としては望ましくないようなことであれば、それはやはりしっかりと状況を把握していただきたいというふうに思うのでよろしく願います。

○朋澤委員 1の4の2の②の新規の教員の相談体制の整備のところ、元管理職の先生2名を相談員として配置されるように伺った。先生方、働き方改革等でいろいろなことで状況とか変わってこられているとは思いますが、すごく精神的にも大変なところもおありだと思うが、この2名の管理職の先生方はどこに所属されて、学校のほうで困られたとき、どのように依頼されるのか。

○岡田学校企画課長 所属であるが、教育センターへの配置を予定している。そして手順を踏んで、管理職や市町村教委、県教委ということではなくて、教員一人一人が個人として連絡することが可能としたいと思っている。気軽に、日頃の教科指導、生徒指導、学級経営を含めて、困り事を相談できる窓口をと考えている。

○朋澤委員 ということは、それを先生方がこういう事業があると周知されないと、なかなか難しいと思うので、それはどのように先生方に周知をされるのか。

○岡田学校企画課長 実際動き出すのは予算をお認めいただいた後になるが、いろいろなチャンネルはある。事務所を通してというのもある。あるいは、直接先生方にオンデマンド動画を配信することもある。先生方に使っていただかないと意味がないので、しっかりと周知していく。

○原田委員 今の教員サポーター、良いことだと思う。具体的に忙しい教員が、日中におそらく相談を受けて、土日はなく、2人の方も勤務されるわけだから、勤務時間中で、例えば相談で、内容的にも時間的にも制約される中で、電話をかけるのかという疑問もある。それはそれとしても、各種対応に追われて、相談を受けにくい管理職の心の余裕みたいなものがないことも問題ではないか。逆に、1番望ましいのは現場の同僚なり、上司が先生方の状態を見てサポートしたり、それをもって学校経営に生かして改善していくという姿が望ましい。校長や管理職の方々も「お任せ」という状態に絶対にならないように、御指導いただけたらありがたいと思う。

○岡田学校企画課長 御指摘そのとおりで思っている。管理職への支援ということもしっかりとしていく必要があると思っており、今年度から学校経営アドバイザーということで、これも引退された校長あるいは教育長を、試験的にはあるが、学校企画課に2名、出雲管内に2名配置している。また、本来は同僚や上司からのサポートが必要ではないかということもまさにそのとおりであると思っている。一方で、中山間・離島の小規模校となると、どうしても年齢の近い教員が近くにおらず、なかなか相談しづらいということも、それは管理職との関係が良好であったとしても、そういったこともあろうかと思う。そう

いったニーズに応える制度として、校内でしっかりと相談を受ける体制の確保、管理職の余裕の確保をしてみたいと思う。

○河上委員 先ほどからもその教職員サポートの強化が不可欠というお話で、関連であるが、今年度に入って教員の方々、休んでいらっしゃる先生方、何名くらいいらっしゃるのか。

○岡田学校企画課長 今年度に入ってから、例えば私傷病ということで休まれた方、まだ今年度に入ってからという数字は手元にはないが、個別に、何人か体調を崩しているという情報も聞いてはいる。そういった意味でも、お休みになる前に誰かがきちんと話を聞いて適切なアドバイスをするという体制整備は急を要する課題だと思っているので、緊要性のある事項として今回6月補正に計上させていただいたところである。先生方が悩みを抱え込んで、せっかく縁あって島根で教員になられたのに、やめるということが少しでも減るようにと思っている。

○河上委員 新規で採用の応募も少なくなっていく中で、既存の先生をもっと大切にして、そういった休まれている先生方もサポートをしっかりと、ぜひ復帰していただけるような、そういう支援を継続してほしいと思う。

———原案のとおり了承

報告第13号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和5年度実施）の出願状況について（学校企画課）

○岡田学校企画課長 資料2の1ページを御覧いただきたい。

Iの1 全体の状況であるが、出願者数は対前年度152人増の1,130人、倍率は0.5ポイント増の3.6倍となった。全国的な教員志望者の減少に歯止めがかかっておらず、自治体間の人材獲得競争も激化する中であって、今回、近年で最大規模となる317人の採用を計画したわけであるが、そうした中で、全体として倍率が上昇したことについては、これまでの様々な取組の成果はでていえるのではないかと考えている。会場別に見ると、県内受験者は減少している。一方で、大阪会場が277名、東京会場95名と増加をしている。2 出願者数と倍率だが、表の中に校種・職種別の採用予定者数や出願者数などを掲載している。全体として出願者・倍率ともに増加しているが、特別支援学校の教諭については、対前年度3人の減、倍率が0.1ポイントの減となっている。また、今年度新規に設定した競技力向上枠については4人の出願が出ている。次に資料の下段、県立学校の出願

者数である。まずは、今年度から新たに設定した県内高校、大学出身者向けの大学学長推薦枠である島根創生特別枠だが、小学校教諭の全県の区分で14人、同じく小学校教諭の特別支援担当の教員の1人の出願、推薦があった。また、競技力向上枠であるが、陸上、体操、ソフトボール、なぎなたの各競技1名ずつ、校種別では高校3人、特別支援学校に1人の出願が出ている。

資料2の2ページを御覧いただきたい。今年度の実施試験より、資料のアからウに記載の併願を可能としている。記載のとおり併願数がアとウについてあった。受験者の選択肢を広げるという意味での意義があったのではないかと考えている。なお、これらの併願者については、第1志望第2志望それぞれの校種・職種、それぞれ出願者として計上しているので申し添える。

5 島根独自の特色ある採用の出願状況を御説明する。まずは、【採用区分】として①から⑤にかかる採用区分を昨年度に引き続き設けている。予定者数に出願者数が届かなかった区分もあるが、⑤石見・隠岐地域限定枠の中学校については、対前年度14人増の30人の出願があった。また、【第1次試験の免除及び加点の特例】であるが、③や⑦⑧⑩のように新たに設定した区分についても、一定の該当者数がいたので、こうした方々の出願の動機づけに繋がっているのではないかと考えている。

資料2の3ページのⅡ 試験内容等を御覧いただければと思う。今後の日程等であるが、1 第1次試験であるが、教職教養・専門教養、論述試験を一体として行う試験を、1次全免除者を除く全員を対象として7月8日に実施する。会場は、全校種職種とも、松江・大阪・東京3会場としており、結果は7月26日発表予定である。

2 第2次試験だが、模擬授業等含む面接、あるいは教科の実技を内容として、8月19日から27日にかけて実施予定である。会場は県内のほか、小学校受験者のみ、大阪、東京会場を設定している。なお、面接については昨年度に引き続き1人当たり約30分の面接を2回ということで、人物重視を徹底して実施する。最終的な結果については、10月4日発表予定であり、また昨年度導入した繰り上げ登載候補者の仕組みも引き続き運用することとしている。

○生越委員 出願状況の会場別内訳の全免除というのは、何かわからないので教えていただきたい。また、2の2の島根独自の特色ある採用ということで、石見・隠岐地域限定採用というのも、この先生方は、決して異動することはないということなのか。

○岡田学校企画課長 昨年度の状況であるが、1 全体の状況、かつこ内の数字が昨年度

の人数であり、県内が昨年度 759 名であった。大阪が昨年度と比べて 121 名の増、東京が 66 名の増で、東京は大幅に上昇している。昨年度の教育委員会会議のときに御説明したとおり、昨年度は東京都の試験日程との重複があったが、今回、それがなかったことも要因としては考えられるかとは思っている。続いて、地域限定枠の採用であるが基本的にはそれぞれの地域の中で異動になる。石見地域あるいは隠岐地域の中での異動である。特に人が足りない、人の確保が難しいというところに手厚くというところで、この枠ができたところである。

○生越委員 この全免除というのが分からない。

○岡田学校企画課長 全免除というのが、資料の 2 の 2 を御覧いただきたい。免除の特例ということで、①現職教諭、他県で正規採用されておられる方、こういった方は、1 次試験全免除である。あるいは、昨年度の 2 次試験の結果が良かった方も 1 次試験を全免除と、こういった、1 次試験を全て免除するという特例を設けており、こういった方々が、先ほど申し上げた全免除ということになっている。

○生越委員 石見は石見の中だけを異動する。隠岐地区は隠岐地区だけをずっとという形か。

○岡田学校企画課長 原則としては、そのような形である。

○河上委員 2 の 1 の出願状況、大阪や東京の受験者が非常に増えたということで、先ほども東京の試験日程との重複を避けられたということが増えた原因の一つではないかというお話であったが、例えば広報とか宣伝方法で何か、これまでにない工夫をされたとか、そういったことがあったのか。何か分析としてされていれば教えていただきたい。

○岡田学校企画課長 広報であるが、昨年度末ポータルサイトをオープンした。非常にコンテンツとして充実しており、他県を見ても、ポータルサイトがないところが多数派ということで、これは他県に比べて発信としては良いものであると思っている。また、4 月の下旬から、スポット的に検索エンジンへの広告を打った。年齢などで、ターゲットをしぼっているが、関連するキーワード検索をされた方に島根のポータルサイトが広告で出てくるようなことをしたが、この広告からポータルサイトへの流入が非常に多かったということを知っている。そういった積極的な広報が非常に効果を上げたのではないかと考えている。

○河上委員 いろいろなポータルサイトとか情報発信を非常にがんばってされた効果が出ているのではないかとと思われるが、その宣伝費用というのは、かなり例年になく計上、経

費として使われたのか。費用対効果など分析されていれば教えていただきたい。

○岡田学校企画課長 もちろん広報の費用は、相当額をつけていただいている。その費用と効果が見合うかどうかという検証はもちろん、今後必要だとは思っているが、ただ、どこまでいくと十分な効果というのも見えづらいところもあり、全体として志願者が減少している中で、例えば横ばいであったり、わずかに上がったとしても大きな効果と見ることもできるかと思うが、それはもちろん、大切な税金を使っている事業なので、そこはしっかりと検証して、今後も継続するのであれば財政当局にも説明していく。

○河上委員 続けて、ぜひ出願された皆さんにも、どういうものを媒体として使って、応募の動機に繋がったのか、そういった分析を今後のためにぜひされたらと思うので、少しでも参考になれば、そういう皆さんのどういう動機で入られたかとか、またどういった媒体が効果的なのかということもぜひリサーチを続けていただければと思う。

○朋澤委員 全国的に教員不足が今言われている。どの県もいろいろな工夫をされたりする中で、島根県をこうやって数字で見させていただくと、年々志願者数が増えておられるのを見てありがたいなと思っているところだが、さっきチラッと聞こえたような気もするが、県内の大学生さんたちの教員に対する意欲というのは、これから見ると、あまり強くないような気がするが、それについてはどのようにお考えか。

○岡田学校企画課長 御指摘のように、県内の出願者は減っているが、その県外の会場の受験者について、これは出身高校から推定しているという数字であるが、一定数島根県の出身者がいる。したがって、県外が必ずしも島根の関係者でないということではなく、島根に戻ってきたいというニーズもあるかと思う。それは一般選考だけではなくて、先月報告した特別選考にも、そういったニーズが表れているかと思う。県内学生の志望者、その裾野を増やしていくということも根本の解決に向けて非常に重要であるので、高校生対象の教師塾、教員志望者向けのセミナーを今年度から2校増やして6校で実施しているが、この事業の教員志望者の増加に繋がっているという数字も出ている。これはしっかりと続けていきたいと思う。ただ、教員養成課程に入った大学生が、学年が進むと志望が下がっていくというようなデータがあるので、せっかく教職課程に入った学生の志望を弱めないように、むしろ高めていくといったところも、しっかりと取り組んでいきたいと思う。

○朋澤委員 今の1年生・2年生が教育現場を体験するということは実際にあるか。

○岡田学校企画課長 島根大学、島根県立大学、それぞれについては、大学として何かプログラムの用意や授業としてしていることはないと聞いている。ただ、個人のボランティア

アで行うということは聞いている。ただ、試行的に今後、まずは島根県内の大学生を対象に、市町村の教育委員会と協議しながら、そういった機会を設けていきたいと考えている。

○朋澤委員 島根創生特別枠の数字を見ると、例えば島根大学で、教員養成課程に入られる学生の数と比べるとちょっと少ないかなと思う。教育学部でなくても、教員になる単位がとれる学科はあると思うので、それと比較すると、あまり県内大学の学生さんは教員になることを希望されていないのではないかと懸念される。大学の方も、せっかくそのような教育学部という専門学科があり、またいろいろな教職の免許が取れる学科を設定しておられるので、そこら辺も少し繋がっていただいて、県内大学にせっかく進んでくださった方々が、県内の教員になられることを希望されるような、意欲が高まるような教育内容だったり、経験があつたりそういう現場があると良いと思う。

———原案のとおり了承

報告第 14 号 令和 6 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和 5 年度実施）について（学校企画課）

○岡田学校企画課長 資料 3 の 1 ページを御覧いただきたい。

1 管理職に求められる資質能力であるが、選考の中で確認すべきものを挙げている。平成 30 年度に定めた管理職育成プログラムに規定するとおり、校長・教頭については①～⑤全てである。主幹教諭については①④⑤を求められる資質としている。

2 試験内容であるが、校長、教頭については、1 次試験において、論文記述試験と 15 分の面接を行い、2 次試験では 20 分の面接を 2 回実施する。主幹教諭については 1 次試験で 15 分の面接、2 次試験では 20 分の面接を実施する。この 2 の表の下の方に記載のとおり、1 次試験での面接は教育事務所において、2 次試験の面接は本庁で実施する。

3 試験期日等であるが、選考試験のスケジュールを記載している。今週 6 月 5 日、学校企画課から実施要項を発出した。今後 8 月 2 日までに願書は当課に届き、1 次試験を 8 月、2 次試験を 10 月中旬から 11 月中旬にかけて実施し、最終的な結果は 12 月上旬に通知予定である。

4 会場であるが、1 次試験は各教育事務所にて、2 次試験は松江及び浜田の会場で実施する予定としている。

5 選考上の特例である。(1)から(3)力のある教職員に管理職へ向かってもらうための仕掛けとして 3 つの特例を設けている。(1)であるが、これは昨年度から実施してい

る教頭選考において、主幹教諭として2年以上勤務した者について1次試験を免除するものである。(2)は今年度から新たに設けるもので、教頭試験において一定要件を満たす者、具体的には資料記載のとおりであるが、一定要件を満たす者を対象として、市町村教育委員会の教育長より推薦を求め、推薦を受けた者について1次試験を免除するものである。(3)は、昨年度から実施している主幹教諭選考における市町村の推薦枠であるが、これは今年度も設定するものだが、教頭選考での推薦制度の導入に伴い、年齢等の要件を一部見直している。

6 受験資格について資料の3の2ページから3の3ページにまたがっているが、校長・教頭・主幹教諭のそれぞれについてAとして対象となる者、Bとしてその対象となる者が満たすべき条件を定めている。詳細は割愛をするが、要件のみを申し上げると、

(1) 校長については、対象は現に市町村立学校の教頭である者、相当職である者で、要件として、年齢、あるいは教頭経験年数3年以上と設定している。

資料3の3ページ、(2) 教頭は、対象は現に主幹教諭である者とか、現在、教諭、養護教諭、栄養教諭、あるいは事務職員の出願が可能である。要件については、昨年度、人事異動のルール解消状況について緩和をしたが、今年度も継続するものである。

(3) 主幹教諭についても、教頭と同様に、人事異動ルールの解消状況について、昨年度緩和したが、今年度も継続することとしている。

最後に〔参考〕として、今年度末の役職定年者数を掲載している。今年度末から定年引き上げられるので、定年退職者はおらず、役職定年者ということになる。こうした見込みの数等踏まえながら、名簿登載者数を検討していく。

○生越委員 役職についての推薦枠、教育長の推薦枠が教頭と主幹教諭についてであるが、これを作ったのは、なかなか立候補する先生方が多くないということで、推薦枠を作っていくということだったと伺っていた。ということは、いずれ校長先生の推薦枠も必要になってくるのではないかと思った。実際の校長の受験者の人数や年齢、その経過的な増減はどうなっているのか。そういうようなことを踏まえた上で推薦のことを考えたりされているのかということが1つ。あと、この各受験資格のところ、島根県教育委員会が適任と認めた者とあるが、これは、どういう流れで受験をしていくのか、推薦の形ではないということだと、どういう流れでどういうふう受験をしていくのかということがちょっと気になった。

○岡田学校企画課長 校長の志願者というのだが、校長の要件に掲げているとおり、基本的

には教頭、あるいは教頭相当職にあるものであるので、その数が確保できている限り、受験者数は確保できるかと。また倍率も、教頭、主幹教諭と異なって、下降している状況にないが、今後の状況の変化を踏まえながら、校長試験の見直しも、場合によっては必要になるかもしれないが、現段階においてはその状況にないと思っている。そして、島根県教育委員会が適任と認めた者ということであるが、例えば校長のところを御覧いただくと、基本的には、現に市町村立学校の教頭であるとか、教育委員会事務局、または、教育機関で教頭から任用された者。あるいは教諭で教頭試験に合格して名簿に登載されそのまま教頭にならずに、事務局に來られた方ということであるが、それ以外には、例えば教育委員会事務局または教育機関にいない方、具体的にいうと、例えば、国立の青少年の家の職員とか、市町村の首長部局への出向者であるとか、そういった方が若干名おられる。そういった対象となる所属にはこの案内をお送りしているので、そこを通じて出願することになる。どうしてもこの a、b に当てはまらない有資格者とすべき者がいるので、こうした規定を設けている。

○生越委員 ということは、その募集をかける学校以外のところの施設の方々に募集をかけるというだけなのか。

○岡田学校企画課長 我々としても対象者は把握しているので、対象となる方がおられるところには、募集をしている。

○原田委員 3の2の5(2)、①で教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事、これは大体いろいろなところで学校の要となる人なのでわかるが、その等と書いている等の中に、これ以外のそういう立場とか経験を有する方というのはどういったものを想定されているか。

○岡田学校企画課長 まず、列挙しているところは、主任のうち連絡調整業務、全校的な視点で他の教職員への指導・助言を行っているということが具体的にわかる方であるが、その他にも、例えば、体育主任として全校を率いて体育祭をしっかりと引っ張っていただけるような方もおられると思う。ここに書いてあるように、等の後に続くのは、教職員間の連絡調整及び他の職員に対して指導助言を行う校務とあるが、こういうふうに見える方である。限定的に列挙できると良いが、そうすると、この人はという方があてはまらないということも考えられるので、あえてここは少し含みというか、他のものを読み込める余地を残しておくところである。もちろんその上で、学校組織マネジメントの力量を有するというところの要件が加わってくるので、そこをしっかりと市町村の教育長が見ていた

だくということである。

○原田委員 等のこともよくわかるし、体育主任とか進路指導もわかるが、自分の希望として、特別支援教育コーディネータの方も該当に挙げてほしいという気がする。特別支援教育がここまで充実してきて、県のほうも力をいれて取り組んでいる。コーディネータ制度も始まってからずいぶん経つ。その中でコーディネータの方も一生懸命やっぺらっしやるし、エリアで力のある方は、他の学校のコーディネータとか学校での指導・助言をされている方も多々いらっしゃると思うし、それだけ人材が育ってきている。すると、特別支援教育の今までのことを思うと、だいぶ理解ができてきて、そういった方々が管理職になる。経験をした方が、もって学校経営に生かすことがとても大事なことでと思うので、等の中に、それを加味していただいて、推薦をしていただいたらありがたいと思う。

○岡田学校企画課長 おっしゃるとおり特別支援教育の対象児童数・生徒数も増加して、コーディネータの果たす役割も大きくなってきていると思う。当然そういった方で、学校全体を巻き込んで学校マネジメントをする力量を有する方というのは、まさに等の中に入ってくると思うが、教頭推薦は今年からの運用になるので、今回推薦をされる方の状況を見ながら、また見直しというか、改善を図っていききたいと思う。

○河上委員 女性の管理職の数が少ないという印象を毎回もつ。ぜひ積極的に推薦、働きかけを行っていただければと思う。

○岡田学校企画課長 御指摘のとおり、全体に占める女性の割合は小学校においては6割くらい、管理職に占める割合は少ない。この推薦制度はもちろん、性別を問うものではないが、現場の声を聞くと、どうしても女性の先生方の中には、手を挙げにくいというような傾向があるというふうに聞く。そういった、熱意はあるがなかなか一歩踏み出せない状況の後押しになればと思っている。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 4 号 令和 6 年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

———原案のとおり議決

報告第 15 号 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例等について（総務課）

○今岡総務課長 資料は 5 の 1 ページの方を御覧いただきたい。

まず 1 の（1）である。条例の制定理由であるが、本年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されている。これにより、既存の新型コロナウイルス感染症の対策業務を対象とした防疫的作業等の従事手当については、廃止をすることとなっているが、一方で、今後新たな感染症、あるいは新型コロナウイルス変異株等発生した場合に、手当を措置できるよう、知事部局等とあわせて、今般、6 月定例県議会へ上程することで進めているものである。

2 番目、（2）条例の概要についてであるが、①この条例については、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株など、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額、その他、特殊勤務手当の支給に関して必要な事項を定めるものである。②であるが、教職員が特定新型インフルエンザ等から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であり、教育委員会規則で定めるものに従事したとき、防疫作業等の従事手当を支給するということである。③手当額については、これまでと同様に 1 日につき 4,000 円を超えない範囲として、支給要件については別途教育委員会規則で定める予定である。④現在の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例、これについては廃止をする。こちらは制定条例での附則のほうで規定している。なお、新たな条例案については、5 の 3 ページ、5 の 4 ページのほうに掲載をしている。また、廃止する条例については、5 の 4 ページの附則の第 2 項のほうで規定をしている。なお、この条例に係る教育委員会規則の関係規則については、新たな特定新型インフルエンザ等が発生し、対処する必要が生じることが想定されたときに、具体的な要件等を検討し、また別途規則を制定するとしている。

続いて5の2ページを御覧いただく。2 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の廃止ということについて御説明をする。現在の新型コロナ関係の条例に係る規則の廃止ということである。まずは(1)廃止の理由について、先ほども御説明したとおり、既存の新型コロナの特勤手当に関する条例の廃止に伴い、関係規則の方を廃止する必要がある。(2)教育長の臨時代理ということである。これについては、本来規則の改廃については、本会議の議決事項であるが、今回6月議会において条例案が可決後、公布の日までに、教育委員会会議を開催する暇がないため、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理とし、次回の教育委員会会議で承認をいただく形で進めていただければと思う。なお、この、規則案については、5の5ページの方に載せている。

3 施行期日については、公布の日から施行としている。

○生越委員 5の2のところだが、これはもう単純に字面の問題なのだが、教育委員会会議を開催する暇がないため、暇と言われると、あまり面白くないかと。少し引っかかる。何か良い言葉がないか。

5の1に戻るが、教育委員会規則で定めるものに従ったとき、あと、5の4、それぞれの特殊勤務手当の種類、教職員の範囲というところの具体的なものがここではわからないが、これからそこを精査されて文章におこすのか。もう別にできているが、ここには載せていないのか。どうなのかというところをお聞きしたいと思う。

○今岡総務課長 表現について、暇というのは、意図としては、議会の議決日に施行されるわけであるけど、各規則についてその日にずばり、そこで諮るということがなかなか日程上難しいということでこういう表現にさせていただいている。

続いて、5の1のところ、①教育委員会規則で定めるものに限るというところだが、これはつまり、新たな感染症について、何が対象になるかということになるわけであるが、これについては、記載にあるように、政府の対策本部が設置されたものということで、今般もコロナのような新興感染症、つまりワクチンもないということで、健康被害が非常に危惧されるようなものが想定されるということで、これはまた教育委員会規則で規定することになる。

更に最後の御質問、具体的に手当、業務の範囲についてどういうことになるのかということだが、これについては、規則のほうで具体的に規定をしないといけないということに

なる。ちなみに現在のコロナ関係の手当については、患者等に接して行う作業、直接接する作業であるとか、あるいは物件処理という形で規定をしている。具体的には生徒の体温を計るというような場合とか、あるいは検体採取というケースとか、そういったようなものということになっているけれども、おそらくまた類似の業務ということになってくると思うが、今言ったように新興感染症もどのような感染症対策、防疫業務を行っていくかというところは、新興感染症を見ていきながら、具体的に、また規則のほうを制定する必要があると考えているところである。

○池田委員 令和2年2月1日に制定されてから約3年間。この間に、該当した県立高校、小中学校の教職員の方、おられるか。そして該当する作業、どんなものがあって、総括的にだけでも、どれにも当てはまらなかったり、もう少し考えたほうが良いのではないかとということがあったら教えていただきたい。

○今岡総務課長 該当者数ということであるが、まず、対象者は複数あると思うので、実人数ということではないが、支給件数としてみると、小中高特支合わせて件数としては約3,500件になる。金額としては770万円余の支給実績という形になっている。具体的にどのような業務に当たったかということについては、一番多かったのは消毒業務であった。他には、検体回収であるとか児童生徒の付き添いであるとか、そういった業務がある。具体的に手当額についても、支給額の規定が別があり、直接児童生徒に接して行うような作業、検体回収、付き添いであるといったものについては、長時間おこなうような場合は4,000円。検体の回収、搬送等行う際に使用した物件の処理については3,000円という形にしており、その他、患者等が使用した物件の消毒については740円という形にしている。総支給件数としては、先ほど説明した件数になっている。

○池田委員 寄宿舎の生徒さんのものも含まれているか。

○今岡総務課長 寄宿舎の生徒さんのものも含まれている。

○池田委員 それは、皆さん教員の方か。

○今岡総務課長 教職員を対象とした業務であるのと実際の支給の件数である。

○池田委員 寄宿舎の舎監は外部の方なので、教員以外というところはないのか。

○野津教育長 教員を対象とした手当であるので。

○池田委員 外部の方が関わったというのはないのか。

○今岡総務課長 基本的には教職員である。寄宿舎、これは外部の舎監等、業務としてお願いしているわけであるが、そこまで詳しいところは把握していないので、また確認させ

ていただく。基本的には支給対象が教職員ということで、対象の範囲は限定されているので、支給ということで見ると外部は入ってないと思う。ただ、実態としてその業務に何らかの関わりがあるかというところまでは、ちょっと把握していない。

○池田委員 例えば、隠岐高の寮のときに、厨房の職員さんというのがあったような気がして。教職員ではないはず。

○今岡総務課長 ただ、業務としては、患者児童生徒に接する業務ということが支給対象になるので、想定としては調理員さんが何らかの検体を運んだりとか、生徒の付き添いをしたりというのは想定されないと思っている。まずそこは教職員の業務となると思う。あくまでもその方が行った業務についての支給ということ。

—— 原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時10分